

2022年度実施方針

ロボット・AI部

1. 件名：(大項目) 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期/自動運転(システムとサービスの拡張)

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第2号及び9号

3. 事業の実施方針

本プロジェクトは、内閣府が別途定める「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)自動運転(システムとサービスの拡張)研究開発計画」(以下「研究開発計画」という。)に基づき、研究開発の実行に当たっての管理法人として、体制整備や進捗管理等を適切に行う。

管理法人としてのプロジェクトマネージャーとしてNEDOロボット・AI部 田中孝浩が、進行全体を管理する。

4. 実績推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算額推移				
一般勘定(百万円)	3,000	3,239	3,194	3,071
特許出願件数(件)	0	2	2	3
論文発表数(報)	0	31	7	17

※特許出願件数、論文発表数については、実績取りまとめ後に更新の可能性あり。

5. 当該年度における実施内容

研究開発の実行に当たっての管理法人として、以下の体制整備や進捗管理等を適切に行う。

①公募

NEDOの規程に基づき必要に応じ公募を実施し、適切な実施機関を採択する。

②契約の締結

新規に公募を実施した場合には、実施機関との業務委託契約または調査委託契約を締結する。

③資金の管理

本事業に関する予算の管理および執行を適切かつ効率的に行う。

④研究開発の進捗管理

実施機関における研究開発の進捗状況を把握し、適時内閣府に報告する。

⑤関連する調査・分析

必要に応じ、本事業に関する調査を実施する。

6. 2022年度事業規模

委託事業

一般勘定

2,459百万円（継続）

事業規模については、変動があり得る。

7. 事業の実施方式

7.1 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDOホームページ」及び「e-Radポータルサイト」で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1か月前にNEDOホームページで行う。本事業は、e-Rad対象事業であり、e-Rad参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

2022年3月以降適時に1～2回程度の公募を行う。

(4) 公募期間

原則30日間とする。

(5) 公募説明会

川崎または東京近郊等にて開催する。なお、公募時期の新型コロナウイルスの状況を勘案し、公募説明会の開催の可否、代替手段等を用いる場合がある。

7.2 採択方法

(1) 審査方法

e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。

委託事業者の選定・審査は、公募要領に合致する応募を対象にNEDOが設置する審査委員会（外部有識者で構成）で行う。審査委員会（非公開）は、提案書の内容について外部専門家（学識経験者、産業界の経験者等）を活用して行う評価（技

術評価及び事業化評価)の結果を参考とし、本事業の目的の達成に有効と認められる委託事業者を選定した後、NEDOはその結果を踏まえて委託事業者を決定する。

提案者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施する。

審査委員会は非公開のため、審査経過に関する問い合わせには応じない。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

45日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから提案者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、提案者の名称、研究開発テーマの名称・概要を公表する。

8. その他重要事項

(1) 評価の方法

戦略的イノベーション創造プログラム運用指針に基づき、内閣府にて設置するガバナリングボードが外部の専門家等を招いて行う。詳細は「研究開発計画」に記載の通り。左記を踏まえ、NEDOによる事前・中間・事後評価は実施しない。

(2) 事業期間

2018年度～2022年度。

(3) 複数年度契約の実施

2022年度は最終年度であり、新規契約について複数年契約は行わない。

(4) 知財マネジメントにかかる運用

「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を参考にプロジェクトを実施する。

(5) データマネジメントにかかる運用

「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針」を参考にプロジェクトを実施する。

9. スケジュール

9. 1 本年度のスケジュール (予定)

2022年3月以降適時・・・	公募開始
公募開始後2週間以内・・・	公募説明会
原則公募開始後30日以上・・・	公募締切
公募締切後40日以内・・・	契約・助成審査委員会
公募締切後45日以内・・・	採択決定
10月中旬・・・	S I P a d u s W Sにて成果発表
2023年2月・・・	成果発表会にて成果発表

10. 実施方針の改定履歴

(1) 2022年3月、制定

事業全体の実施体制は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が定める「研究開発計画」参照。